

文化局の発足に際して



安 嶋 彌

昭和四十一年四月五日附法律第四十七号をもって「文部省設置法の一部を改正する法律」が公布され、これによって同年五月一日から、文部省に新たに文化局が設置されることとなった。

さて、このたび、文部省に文化局が設置されるに至った理由、経過はどうか、次にそのあらましを述べてみよう。

第一に、文部省は、学校教育、社会教育、学術および文化の振興および普及を図ることを任務とし、これらの事項およ

び宗教に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関である。学校教育、社会教育および学術に関する局としては、初等中等教育局、大学学術局、社会教育局および体育局があり、これに連なる局としては、調査局および管理局がある。しかるに、文化に関する事務は、社会教育局と調査局に分散しており、これを統一的に処理する専管の部局がない。戦後、文化行政の重要性が説かれ、また、文部省が文化に関する事務を所掌する唯一の国の行政機関でありながら、文化行政を専管する部局を有しなかつたことは、文部省機構のいわば盲点ともいふべき点であつた。

第二に、文部省機構の改革についての臨時行政調査会の意見がある。この意見は、文部省の内部部局のうち、調査局、管理局および体育局のあり方について再検討すべきことを内容としている。すなわち、調査局は、企画課、調査課、統計課といった固有の調査系統の課のほかに、留学生課、国際文化課、国語課、宗務課といった質の異なつた課を含んでおり、局としての性格に統一性を欠くという理由によるものである。かえりみると、調査局が設置されたのは、戦後の昭和二十一年十二月であり、当時の調査局は、審議課、調査課、統計課の三課であり、全省的な立場で戦後の教育改革を推進する任務を負わされていた。その後、文部省の機構は、昭和二十四年および二十八年の二度にわたつて大きく改革されたが、その際、性格の比較的明確な他局の所屬とすることが適当とされない課が調査局に附加された。また、調査局の規模が三課という比較的小規模なものであつたため、これを他の局とつりあう程度の規模とすることも、調査局に各種の課が附加された理由であつた。今日の調査局が多様な種類の課によって構成されている事情は、この辺にあるといふことができる。

このたびの文化局の設置に際して、調査局を解体すること

としたのは、調査局に以上のような問題点が含まれてゐたからである。もつとも、文化局の設置が当然に調査局の廃止を必要としたわけではない。文部省の内部部局の数は、一官房六局であり、現在の省の規模や事務量からは、局の増設が必要だと信ずるものであるが、政府の方針として部局の新設は認めないということがあつたため、局の新設には、既存の局の廃止が前提条件とされたのである。前述した臨時行政調査会の意見の趣旨を考慮し、文部省全体の機構の合理化を図るため、この際あえて、調査局を廃止して文化局を設置することとしたのである。

第三に、文化局の設置については各界から、しばしば要望が提出されている。すなわち、朝倉文夫、松田権六等の美術界の代表者、全国美術館会議の代表者等から、主として芸術に関する行政機構の拡充に関して、要望が出されている。

次に、文化局の内容の理解を容易にするために、文化局の設置に伴う局課編成の変更に關する新旧対照表を次に掲げておく。

文化局設置に伴う局課編成変更についての新旧対照表

(現行)

社会教育局(六課)

社会教育課
青少年教育課
婦人教育課
視聴覚教育課

(変更後)

社会教育局(四課)

社会教育課
青少年教育課
婦人教育課
視聴覚教育課

芸術課
著作権課

芸術課
著作権課

調査局(七課)

国際文化課
国語課
宗務課

国際文化課
国語課
宗務課

大臣官房(五課一室)

企画課
調査課
統計課
留学生課

企画室
調査課
統計課
留学生課

大学学術局(二〇課)

文化局(六課)
文化課(新設)

以上に明らかなように、文化局は、調査局の国際文化課、国語課、宗務課と社会教育局の芸術課、著作権課を統合し、これに新たに文化課を加えて、六課で発足するものである。そして、このような構想をもって、文化行政に関する専管局が設けられたことは、文部省九十年の歴史においてまさに画期的なことである。あるいは、文化局の設置は単なる課の離合集散であって、行政の実態にさしたる変化がないとして、その設置の意義を高く評価しない向もあるかと思うが、文化行政の進展が文化局の設置を足場として、さらに進められることを期待するものである。

さて、文化局という場合の「文化」とはいかなる意義であるか。文化国家、文化勲章、文化財、文化住宅、文化生活、文化人、文化祭等「文化」という用語は、さまざまの意義を有している。一般に、文化という用語は広い意味においては、自然に對するものとして、物的、精神的の両面にわたる人間の「人為的な」所産の全体を意味するが、また「文明」という言葉との対比においては、科学、芸術、宗教等の精神的所産のみを意味することもある。精神的所産という意味においては、教育もまたこの文化のうちに含まれるものといつてよい。

ところで、文部省設置法第二条は、文部省の所掌する「文化」を「芸術及び国民娯楽、文化財保護法に規定する文化財、出版及び著作権並びにこれらに関する国民の文化的生活向上のための活動」と定義している。

以上のように、文部省設置法第二条にいう「文化」は、前述の狭義の文化よりもさらに狭く、教育、学術および宗教を除いた意義となっている。

ところで、文化局の所掌事務が文部省設置法第二条に規定する「文化」とその範囲を同じくするかというと、これまた異なるのであって、宗教を含み、かつ、文化財保護法に規定する文化財に関する事項を含まないのである。このように、文化局の所掌事務と文部省設置法に規定する「文化」の範囲とは必ずしも一致しないが、だいたい局の名称は、その局の性格なり、所掌事務の大意を示せばよいのであるから、必ずしも厳密に一致することを要しないものと思う。

次に、文化局の所掌事務の概要を課の区分に従って説明しておきたい。

まず、文化課であるが、文化局の第一課、連絡課として新設される課である。その事務はおおむね次のとおりである。

1 文化の振興に関し、企画し、および連絡調整するこ

と。

2 文化の普及に関し、援助と助言を与えること。

3 華道、茶道、盆栽等の生活文化および囲碁、将棋等の国民娯楽に関して、(イ)資料の収集提供、(ロ)講習会、展示会その他の催しの主催またはこれらへの参加等の事務を行なうこと。

4 美術館等の文化施設の整備に関すること。

5 国立近代美術館および西洋美術館に関し、予算案の準備その他他部局に属さない事務を処理すること。

6 文化に関する団体(芸術に関する団体を除く)との連絡に関すること。

次に、芸術課の事務は、右に述べた文化課の事務を除き、従来の社会教育局芸術課の所掌事務とほぼ同様である。

1 文学、音楽、美術、演劇その他の芸術に関し、(イ)芸術の創造的活動の助成等芸術の向上に関し、援助と助言を与え、(ロ)展示会その他の催しの主催またはこれらの参加に関する事務を行ない、(イ)資料の収集および提供に関する事務を行なうこと。

2 日本芸術院に関し、予算案の準備その他他部局に属さない事務を処理すること。

3 芸術に関する団体との連絡に関すること。

次に、国語課の事務は、従前の調査局国語課の事務と同様であつて、次のとおりである。

- 1 国語の改良について調査し、および企画し、ならびに政府機関その他に対し、その普及を図ること。
- 2 公用文の改善についての調査および企画に関すること。

3 ローマ字およびローマ字教育に関すること。

4 文部省の出版物の用語および用語法を審査し、ならびに文体を定めること。

5 外国人に関する日本語教育の実施に関し、専門的、技術的な援助と助言を与えること。

6 国立国語研究所に関し、予算案の準備その他他部局に属さない事務を処理すること。

7 国語審議会に関すること。

次に、著作権課の事務は、社会教育局著作権課の事務と同様であつて、次のとおりである。

- 1 著作権法、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律、著作権に関する仲介業務に関する法律及び予約出版法その他著作権に関する条約及び法令に関

4 宗教学人審議会に関すること。

以上が文化局の課の組織別の所掌事務の概要であつて、総定員およそ七十三人、予算額約二億四千万円の局として五月一日から発足するわけである。なお、文化局には、局長のほか、所掌事務のうち重要事項にかかるものを総括整理するため、審議官が置かれる。

三

次に、文化局とやや類似の機能を有する日本ユネスコ国内委員会、外務省情報文化局文化事業部および文化財保護委員会と文化局との関係について説明を加えておこう。

(1) まず、文化局は、国際文化課の機能として、国内における教育、学術または文化に関する国際的諸活動についての各部局の事務の連絡調整を行ない、また文部省の内部部局として、日本国内委員会の主管局となり、予算案の準備、法令案の作成、ユネスコ関係法人の設立の許可等を行なうものである。また、文化局は、文化に関し国内における国際協力に関する事務を行ない、多数国間の共同の国際協力であるユネスコ関係の事務とは別個に、文化協定などに基づいて、二国間または数か国間の文化の国際協力の事務をも行なうもので

する事務を処理すること。

2 内外の著作権に関し、調査し、資料を収集し、およびこれらを利用に供すること。

3 著作権制度調査会に関すること。
次に、国際文化課の事務は、次のとおりであつて、調査局国際文化課の事務と同様である。

1 教育、学術または文化に関する国際的諸活動についての各部局の事務（沖繩に関するものを含む）の連絡調整に関すること。

2 日本ユネスコ国内委員会に関すること。

3 国内における国際文化事業およびこれを行なう団体等に対し、援助と助言を与えること。

4 沖繩から派遣された学生の受入に関すること。

次に、宗務課の事務は、次のとおりであつて、調査局宗務課の事務と同様である。

1 宗教に関する情報資料の収集および提供に関すること。

2 宗教団体との連絡に関すること。

3 宗教学人法に関する規則の認証、解散命令の請求等の事務を行なうこと。

ある。

これに対して、ユネスコ国内委員会は、わが国において、もっぱら国際連合教育科学文化機関すなわちユネスコの目的を実現するために行なう活動、すなわちユネスコ活動に関する助言、企画、連絡および調査を行なうための機関である。

(2) 外務省の情報文化局文化事業部は、文化交流を目的とする国際約束に関すること、国際文化団体との協力に関すること、日本文化の海外への紹介その他外国との文化交流に関することを処理する部局であるが、その国内における事務処理にあつては、文部省文化局を通じて連絡調整を行なう。これに対して、文化局は、外務省の文化事業部が文化関係事務を対外的に処理するにあたり、国内における教育、学術、文化関係事務の所管官庁として、その内容面について具体的かつ実質的な処理を行なうとともに、教職員の国際交流、国内における国際文化事業およびこれを行なう団体に対する援助と助言等の事務を行なう。

(3) 文化財保護委員会は、文化財保護法により文化財の保存および活用、文化財に関する調査研究等を行なうことをその任務としている。これらの事務が、文部省設置法にいう「文化」の中に含まれることについては前述したが、事務の分掌としては文化局の事務から除外されている。しかし、これ

ら二つの部局の処理する事務には実質的にも相違があり、一方が伝統文化財の保存を目的とするのに対して、他方は文化の創造活動の助長を目的とし、また、一方が文化財の指定といった権力行政あるいは保存修理といった技術行政であるのに対して、他方は、文化の創造的な活動に関する助言、援助といった助長行政である。

次に、諸外国における文化行政組織を一覧しておこう。

まず、フランスにおいては、一九五九年に文化省が設けられ、演劇、音楽、文化事業、博物館、建築、古文書、映画、国立劇場、美術学校に関する事務を処理している。

西ドイツにおいては、文化に関する事務は各州の権限とされているが、連邦内務省には文化局が設けられており、宗教団体、文化振興、文化財保護、図書館、博物館、国際文化、出版、映画、放送に関する事務を処理している。

イタリアでは、文部省に古代美術局が設けられている。

オランダでは、教育芸術科学省に、考古学自然保護局、ラジオ新聞テレビ局、芸術局が設けられている。

イギリスにおいては、芸術に関する国立学校は文部省、映画は商務省、文化財保護は公共建築事業省の所管とされ、ほかに大英博物館、大英芸術振興会、英国文化振興会等の諸機

関がある。

ソ連邦には、文化省があり、出版、映画、演劇、音楽、造型美術、文化財保護、文化交流等の事務を所管しており、きわめて、包括的、組織的である。

四

以上に述べたように、文化局の設置によって、文部省の機権に関する懸案の一つが解決されたわけであるが、しかし、局の設置によって直ちに文化行政が振興されるわけではなく、ようやくその体制が整備されたにとどまるのであって、その新たな振興が今後に期待されるのである。また、このほか臨時行政調査会より検討を要請されている管理局のあり方に関する問題や、八課を数える初等中等教育局のあり方問題、十課を数える大学学術局の改組の問題等文部省の組織全体にとって基本的でもあり、かつ実際の影響も大きい問題がなお残されているのである。

(前文部省大臣官房官房長
現総理府青少年局長)